

特定個人情報保護評価に係る第三者点検について

1 趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」による社会保障・税番号（マイナンバー）制度が平成27年10月5日に施行された。

マイナンバー制度の運用に当たっては、特定個人情報を取り扱う事務のうち、特定個人情報ファイル（個人情報保護委員会規則で定めるもの等を除く。）を取り扱う事務について、漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響を評価する特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施することが番号法第28条で義務付けられ、地方税に関する事務について、平成27年度に保護評価を実施し、平成28年度、平成29年度及び令和4年度には重要な変更があったことから再実施を行い、そのほか定期的に見直しを行ってきた。

今般、システム標準化に伴うガバメントクラウド移行により、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える。特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第15条及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、特定個人情報保護評価書（以下「保護評価書」という。）再実施を行う必要があるため、区民等への意見聴取（パブリックコメント）手続を経て、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会による第三者点検を実施する。

2 評価書の変更内容

(1) 特定個人情報保護評価書（変更案）の概要

ア 特定個人情報保護評価書の概要

(ア) 評価書名

地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書

(イ) 個人のプライバシー等の権利利益の保護

地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

イ 基本情報

(ア) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

地方税・森林環境税の賦課、徴収事務

(イ) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

a 個人住民税・森林環境税の賦課業務

b 軽自動車税賦課関連業務

- c 収納関連業務
- d 滞納整理関連業務
- (ウ) 対象人数
 - 30万人以上
- (エ) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - a 住民税システム
 - b 課税原票管理システム
 - c 地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))
 - d 滞納管理システム
 - e 団体内統合宛名システム
 - f 中間サーバー
 - g 住民基本台帳ネットワークシステム
 - h RPAツール

ウ 特定個人情報ファイルの概要

- (ア) 住民税賦課情報ファイル
 - a 対象範囲：納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
 - b 使用目的：各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税額の算出・通知
 - c 使用方法：各種申告書の受付事務、住民税の賦課決定に関する事務、更正、異動、減免に関する事務、税証明の発行に関する事務で使用
- (イ) 軽自動車税賦課情報ファイル
 - a 対象範囲：墨田区に主たる定置場のある軽自動車等の所有者
 - b 使用目的：各種申告書の受付、軽自動車税額の算出・通知
 - c 使用方法：各種申告書の受付事務、軽自動車税の賦課・通知に関する事務、更正、減免に関する事務で使用
- (ウ) 収納管理情報ファイル
 - a 対象範囲：個人住民税、軽自動車税の納税義務者
 - b 使用目的：個人住民税及び軽自動車税の適正な収納管理
 - c 使用方法：収納管理事務、税証明に関する事務で使用
- (エ) 滞納整理情報ファイル
 - a 対象範囲：個人住民税、軽自動車税の納税義務者
 - b 使用目的：個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理
 - c 使用方法：滞納管理に関する事務で使用

エ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

各特定個人情報ファイルについて、目的外や不適切な方法による入手、目的を超えた情報の紐付けや権限のない者による不正な使用、委託先による不正な使用や提供、情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムとの接続による漏えいや不正な提供及び保管・消去におけるリスク対策を定めるとともに、従業者に対する教育・啓発等について定めた。

(2) 特定個人情報保護評価書（変更案）における変更点

ア 主な変更

ガバメントクラウド上に各業務システム構築に伴う特定個人情報の保管場所及びリスク対策の変更

【変更箇所】別紙4 変更箇所 項番327～342、352～360、366

※ 特定個人情報を取り扱うリスク対策に変更が及ぶケースに該当し「**重要な変更**」に当たるため、実施前の「**事前**」評価とする。

イ その他所要の規定整備

【変更箇所】別紙4 変更箇所 項番343～351、361～365

※「**重要な変更**」に当たらないため、「**事後**」評価とする。

3 保護評価の再実施経過

令和7年1月：評価書を作成

令和7年2月1日から令和7年3月3日まで：区民への意見募集（パブリックコメント）を実施（意見0件）

令和7年3月17日（月）：第三者点検

4 今後の予定

（第三者点検による承認後）

令和7年3月末：第三者点検による特定個人情報保護評価書指摘事項の修正を経て公表